



四万十町での 新生活を応援します！



家賃補助

最大 18 万円

(月額最大 15,000 円×12 か月)



転入日から 6 か月以内に手続きが必要です！

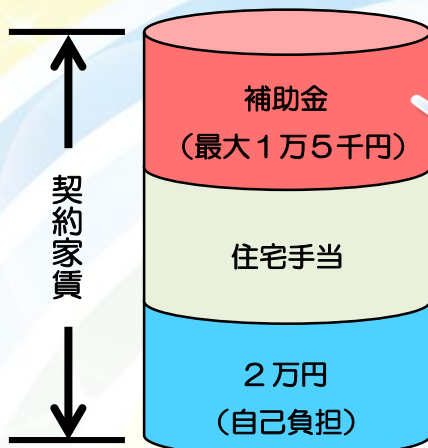
※申請月は **9月**と**3月**の年2回

【補助を受けられる方】

平成28年4月1日以後に四万十町へ転入し、新たに民間の賃貸住宅に入居された方

※転勤等により転出が想定される方を除きます。その他、詳細要件等は裏面をご確認ください。

【補助金の仕組み】



契約家賃から、お勤め先等より支給される住宅手当と2万円を控除した金額を補助金としてお支払いします。

(千円未満切捨て。最大1万5千円)

民間賃貸住宅家賃助成制度の概要

～四万十町移住促進家賃支援事業補助金～

1. 民間賃貸住宅の定義

自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した町内の住宅をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (ア) 国及び地方公共団体が整備する住宅及び当該職員に貸与する住宅
- (イ) 社宅、寮等の給与住宅
- (ウ) 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅

2. 対象者の要件

- ① 平成28年4月1日以後に本町に転入された方。ただし1年以内の再転入者を除きます。
- ② 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、世帯全員が住民登録を行い、現に居住されている方。ただし、転勤等により町外への転出が想定される方を除きます。
- ③ 本町に転入した日から6か月以内に、補助金の初回の交付申請を行う方
- ④ 生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑤ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 世帯全員が暴力団等排除措置対象者でないこと。

3. 助成内容

補助金額は、家賃から住宅手当と2万円を控除した額とし、千円未満の端数を切り捨てます。

また、1か月あたりの補助金額は1万5千円を限度とし、助成期間は12か月を限度とします。

〔家賃〕 ……賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいいます。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除きます。

〔住宅手当〕 ……事業主が従業員に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額をいいます。

4. 申請時期

補助金の交付申請手続きは、次に定める期日までに行ってください。

- ① 4月から9月までの入居に係るもの 当該年度の9月末日
- ② 10月から翌年3月までの入居に係るもの 当該年度の3月末日

5. 申請時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 同意書兼誓約書
- ③ 住宅手当支給証明書
- ④ 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）
- ⑤ 賃貸借契約書の写し
- ⑥ 家賃の支払いを証明する書類

※①～③は、町のホームページからダウンロードできます。 <http://www.town.shimanto.lg.jp/>

6. 申請・問い合わせ先

四万十町役場 本庁西庁舎2階 にぎわい創出課 TEL：0880-22-3124
大正地域振興局 地域振興課 TEL：0880-27-0111
十和地域振興局 地域振興課 TEL：0880-28-5111